



## 高額療養費制度が改正されます

市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905

医療費の自己負担を一定の限度までとする「高額療養費制度」が改正されます。70歳未満の人の限度額は、これまで3段階でしたが、平成27年1月から5段階になります。(70歳以上の人の限度額に変更はありません。)

【平成26年12月31日まで】

区分	所得状況	自己負担限度額(月額)	
		3回目まで	4回目以降(※2)
上位所得	所得(※1)が600万円を超える	150,000円+医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
一般	所得が600万円以下	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

【平成27年1月1日から】

区分	所得状況	自己負担限度額(月額)	
		3回目まで	4回目以降(※2)
上位所得	所得(※1)が901万円を超える	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
	所得が600万円を超え901万円以下	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
一般	所得が210万円を超え600万円以下	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
	所得が210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

- ※1 所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」のことです。
- ※2 過去12カ月以内に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

### 「限度額適用認定証」

(住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」)

今年度の限度額適用認定証をお持ちの人には、12月末までに1月以降の新区分の認定証をお送りしました。医療機関受診の際は、新しい認定証をご提示ください。

### ※「限度額適用認定証

(限度額適用・標準負担額減額認定証)とは…医療費が高額になるときは、入院・外来、どちらの場合でもこの認定証を提示すれば、医療機関の窓口での負担は所定の限度額までになります。認定証は、あらかじめ、担当窓口へ交付の申請が必要です。

## 要介護認定者等の障害者控除とおむつ代の医療費控除

市役所長寿福祉課 ☎ 0558-76-8009

〒410-2396 伊豆の国市田京 299-6

### 【要介護認定者の障害者控除】

65歳以上で、市から介護保険の要介護認定を受けている人の場合、「障害者控除対象者認定書」を確定申告の際に提示することで、所得税や市・県民税の障害者控除、または特別障害者控除を受けられる場合があります。(要介護1~3で身体上の障害のみられない人や要支援1・2の人は対象外です。)  
※障害の認定は、平成26年12月31日現在の要介護認定の状況によります。



### ■認定書の交付申請

#### 【窓口】

・長寿福祉課(大仁庁舎)

#### 【持ち物】

・申請者本人を確認できる書類(申請者が本人、またはその同一世帯で生計を一にする親族以外の場合は、委任状が必要です。)

・申請者の印鑑

#### 【郵送で申請される場合】

申請書と返信用の封筒を同封のうえ、長寿福祉課まで郵送してください。申請書は、長寿福祉課窓口で配布、または市ホームページからダウンロードできます。

### 【おむつ代の医療費控除】

確定申告の際、おむつ代が医療費控除として認められるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

### 【注意】

介護保険の要介護認定者で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である場合には、市が発行する「おむつ代医療費控除用医師意見書確認書」があれば、医療費控除の対象として認められます。

※申請いたしても、認定時の主治医意見書の記載状況により、確認書を発行できないことがあります。希望される人はあらかじめご相談ください。

※おむつの購入代金について補助するものではありません。ご注意ください。



### ■認定書の交付申請

#### 【窓口】

・長寿福祉課(大仁庁舎)

#### 【持ち物】

・申請者本人を確認できる書類(申請者が本人、またはその同一世帯で生計を一にする親族以外の場合は、委任状が必要です。)

・申請者の印鑑